

日本経済大学学則（案）

令和5年度版

学校法人 都築育英学園

日本経済大学

学 則 目 次

[改正沿革]

昭和43年4月1日制定	昭和62年4月1日改正	平成11年4月1日改正	平成24年4月1日改正
昭和44年4月1日改正	昭和63年4月1日改正	平成12年4月1日改正	平成25年4月1日改正
昭和50年4月1日改正	平成元年4月1日改正	平成13年4月1日改正	平成26年4月1日改正
昭和51年4月1日改正	平成2年4月1日改正	平成14年4月1日改正	平成27年4月1日改正
昭和52年4月1日改正	平成3年4月1日改正	平成15年4月1日改正	平成28年4月1日改正
昭和53年4月1日改正	平成3年4月3日改正	平成16年4月1日改正	平成29年4月1日改正
昭和54年4月1日改正	平成4年4月1日改正	平成17年4月1日改正	平成30年4月1日改正
昭和56年4月1日改正	平成5年4月1日改正	平成18年4月1日改正	平成31年4月1日改正
昭和57年4月1日改正	平成6年4月1日改正	平成19年4月1日改正	令和2年4月1日改正
昭和58年4月1日改正	平成7年4月1日改正	平成20年4月1日改正	令和3年4月1日改正
昭和59年4月1日改正	平成8年4月1日改正	平成21年4月1日改正	令和5年4月1日改正
昭和60年4月1日改正	平成9年4月1日改正	平成22年4月1日改正	
昭和61年4月1日改正	平成10年4月1日改正	平成23年4月1日改正	

学 則 目 次	1
第1章 総 則 (第1条—第3条)	2
第2章 学部、学科および収容定員 (第4条—第6条)	2
第3章 学年、学期および休業日 (第7条—第9条)	4
第4章 教育課程 (第10条—第13条)	4
第5章 単位の認定 (第14条—第19条)	5
第6章 卒業、学位および免許等の取得 (第20条—第23条)	6
第7章 入学、休学および退学 (第24条—第37条)	6
第8章 除籍、賞罰 (第38条—第40条)	8
第9章 職員組織 (第41条・第42条)	9
第10章 教授会 (第43条—第46条)	9
第11章 科目等履修生、聴講生、委託生および研究生 (第47条—第50条)	10
第12章 外国人留学生、帰国子女学生および社会人学生 (第51条—第53条)	10
第13章 公開講座 (第54条)	11
第14章 学 費 (第55条—第66条)	11
第15章 図書館・情報センター (第67条・第68条)	12
第16章 国際交流センター (第69条)	13
第17章 アジアパシフィック経済研究所 (第70条)	13
第18章 厚生保健 (第71条・第72条)	13
第19章 改 廃 (第73条)	13

附 則

別表1	授業科目表
別表2	卒業所要単位
別表3	検定料・入学金および授業料等
別表4	教職課程費等

第 1 章 総 則

(目的および使命)

第 1 条 本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、教育基本法および学校教育法に従い、広く知識を授け、人格の陶冶に努めるとともに、深く経済に関する専門の学問を教授研究し、教養が豊かで実行力のある有為の人材を育成することを目的とし、学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。

(名 称)

第 2 条 本学は、日本経済大学という。

(自己点検・自己評価)

第 3 条 前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 点検および評価については、これを別に定める。

第 2 章 学部、学科および収容定員

(学部・学科)

第 4 条 本学に次の学部、学科を置く。

学 部	学 科
経 済 学 部	経 済 学 科
	商 学 科
	経 営 法 学 科 (令和 2 年度以降、学生募集停止)
	健康スポーツ経営学科
経 営 学 部	経 営 学 科
	グローバルビジネス学科 (福岡キャンパス：平成 30 年度、東京・渋谷キャンパス：平成 31 年度設置)
	芸創プロデュース学科 (平成 31 年度設置)

2 本学の学部、学科の授業を行う校地は次のとおりとする。

学 部	学 科	校 舎
経 済 学 部	経 済 学 科	福岡キャンパス
	商 学 科	福岡キャンパス、神戸・三宮キャンパス
	経 営 法 学 科	福岡キャンパス
	健康スポーツ経営学科	福岡キャンパス
経 営 学 部	経 営 学 科	福岡キャンパス、東京・渋谷キャンパス
	グローバルビジネス学科	福岡キャンパス、東京・渋谷キャンパス
	芸創プロデュース学科	福岡キャンパス、東京・渋谷キャンパス

(大学院)

第 4 条の 2 本学に大学院を置く。

2 大学院学則については別にこれを定める。

(通信教育課程)

第 4 条の 3 本学に通信教育課程を置くことができる。

2 通信教育課程については別にこれを定める。

(学部・学科の目的)

第 5 条 学部・学科の目的を次のように定める。

1 経済学部

(1) 経済学科

経済社会の中で発生している経済現象を個人が認識して将来への方途を模索するとき、大きく変化する経済社会を的確に見通す眼を持つことが望まれる。そのために、経済理論、経済政策、経済史などの科目を系統的・総合的に学ぶことを通して理論的思考を養い、もって産業界はもとより経済と関わる他分野に有為な能力を発揮できるような人材の育成を目的とする。

(2) 商学科

「顧客と市場」の視点から産業社会と産業活動を支える商取引に関わる幅広い専門分野を学び、物事を多面的に理解し、総合的に判断対処できる実践能力を兼ね備えたビジネス・スペシャリストの育成を目的とする。「地球規模で考え、行動できる個性豊かな人格形成」が主題である。

(3) 経営法学科

ビジネス領域の経営学、商学、情報処理などの科目と、企業経営に関連した法律科目とをバランスよく学習し、法律に強いビジネス・スペシャリストの育成を目的とし、経営実務に対応できるリーガルマインドを備えた人材育成を目的とする。

(4) 健康スポーツ経営学科

経済学を基礎として、経営学と保健体育学の学際的な知識・技術を教育・研究し、スポーツ経営分野における独自性、専門性を追求した個性的なリーダーを育成することを目的とする。

2 経営学部

(1) 経営学科

経営学、経営管理、経営組織を中心に現代企業の合理的運営に関する理論研究と実務活動を有機的に結びつけた教育で、実践的な経営スキルを身につけ、“変化の時代”をたくましく生き抜く企業人の人材育成を目的とする。

(2) グローバルビジネス学科

経営学、経営管理、経営組織を中心に現代企業の合理的運営に関する理論研究と実務活動とを実践的な英語教育により培い、グローバルなビジネスを展開できるスキルを身につけるとともに卓越した英語力を駆使し世界のビジネスシーンで活躍できる企業人の育成を目的とする。

(3) 芸創プロデュース学科

経営学、経営管理、経営組織を中心に現代企業の運営に関する理論研究と実務活動とを、経営活動の一つである芸能ビジネスの経営管理活動、およびファッションビジネスのマネジメント活動を通じて培い、芸能分野やファッション分野においてビジネスを展開できるスキルを身につけ、世界のビジネスシーンで活躍できる企業人の育成を目的とする。

(収容定員)

第 6 条 収容定員を次のように定める。

学 部	学 科	入学定員	収容定員	キャンパス及び最大受入定員		
				福岡	東京・渋谷	神戸・三宮
経済学部	経 済 学 科	160 人	640 人	160 人	—	—
	商 学 科	230 人	920 人	90 人	—	140 人
	経 営 法 学 科	—	—	—	—	—
	健康スポーツ経営学科	220 人	880 人	220 人	—	—
経営学部	経 営 学 科	680 人	2,720 人	290 人	390 人	—
	グローバルビジネス学科	40 人	160 人	20 人	20 人	—
	芸創プロデュース学科	80 人	320 人	40 人	40 人	—

第 3 章 学年、学期および休業日

(学 年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

ただし、秋学期入学者の学年は、9 月 16 日に始まり翌年 9 月 15 日に終わる。

(学 期)

第 8 条 学年を分けて次の 2 学期とする。

春学期 4 月 1 日から 9 月 15 日まで

秋学期 9 月 16 日から 3 月 31 日まで

(休 業 日)

第 9 条 授業を行わない日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
 - (3) 学園創立者記念日（10 月 20 日）
 - (4) 春季休業日
 - (5) 夏季休業日
 - (6) 冬季休業日
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて臨時に授業を休止し、または休業日に授業もしくはその他の行事を行うことができる。

第 4 章 教 育 課 程

(修業年限)

第 10 条 本学における修業年限を 4 年（以下「在学年限」という）とする。

2 学年が 8 年を超えて在学（以下「在籍年限」という）することはできない。

3 編入学した者の修業年限は 2 年または 3 年とする。この場合、入学のとき決定した修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

4 休学の期間は、在学年限の年数に算入しない。

(授業科目)

第 11 条 本学において開設する授業科目および単位数は別表 1 のとおりとする。

ただし、必要に応じて休講あるいはこれ以外の特別講義を開講することがある。

(メディアを利用して行う授業)

第 11 条の 2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。これにより修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

2 前項の授業を実施する授業科目については履修規程に定める。

(単位の算定)

第 12 条 授業科目の単位算定は次の基準による。

(1) 講義および演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 留学生対象の語学系科目および専門科目のうち特に指定するものは、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習および実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(授業期間および履修)

第 13 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

2 授業科目の履修方法および履修手続き等は履修規程に定める。

第 5 章 単位の認定

(単位認定)

第 14 条 授業科目修了の認定は、試験またはその他適当な方法による。

2 成績を秀、優、良、可および不可であらわし、可以上を合格、不可を不合格とし、合格の授業科目には所定の単位を与える。

3 科目修了の認定は学期末または学年末にこれを行う。

4 定められた期日までに授業料その他の納入金を納付しない者は、単位認定の手続きをとらない。

(追認定)

第 15 条 次の各号の一に該当する場合は、追試験・再試験を実施し追認定を行うことがある。

(1) 忌引き、病気等のやむを得ない理由のために認定を受けなかったとき

(2) 卒業年次の学生で特別な事情があるとき

(学外における学修の単位認定)

第 16 条 本学の学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について、修得した単位は 60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合、および休学期間中に外国の大学等で学修する場合にも準用する。

第 17 条 本学の学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 1 項および第 2 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 18 条 本学入学前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、入学後本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学入学前に行った前条第 1 項に規定する学修は、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、第 16 条並びに第 17 条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(単位の認定に関する特則)

第 19 条 第 16 条、第 17 条および第 18 条に係わる単位の認定については、別にこれを定める。

第 6 章 卒業、学位および免許等の取得

(卒業要件)

第 20 条 本学に本学に 4 年以上在学し、規程に定めるところに従って別表 2 に掲げる単位を修得した者は、本学の卒業を認める。

(学 位)

第 21 条 前条の要件を充たした者には、経済学部経済学科・商学科および経営法学科の者にあつては学士(経済学)の学位を、**同学部健康スポーツ経営学科の者にあつては学士(健康スポーツ経営学)の学位を**、経営学部経営学科・グローバルビジネス学科および芸創プロデュース学科の者にあつては学士(経営学)の学位を与え、学位記を授与する。

(免許の種類)

第 22 条 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

中学校教諭一種免許状(社会、**保健体育**)

高等学校教諭一種免許状(地理歴史、公民、商業、**保健体育**)

(免許の取得)

第 23 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、前第 20 条および第 21 条の要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則の定めるところにしたがい、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

- 2 前項に関する授業科目の履修方法および手続きは、教育職員免許状取得に関する規程に定める。

(図書司書教諭の資格取得)

第 23 条の 2 学校図書司書法第 5 条に規定する司書教諭の資格を取得しようとする者は、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

- 2 前項に関する授業科目の履修方法および手続きは、司書教諭資格取得に関する規程に定める。

第 7 章 入学、休学および退学

(入学資格)

第 24 条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
（入学の出願）

第25条 入学志願の手続きについては、別に定めるところによる。

（入学者の選考）

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学の時期）

第27条 入学の時期は、学期始めとする。

（再入学）

第28条 本学を退学した者が、再入学を願い出た場合は、懲戒による退学処分を受けた者および外国人留学生で勉学意欲に欠け在留不許可に処せられた者を除き、選考の上、再入学を許可することがある。

2 再入学の時期は、学期始めとする。

（編入学）

第29条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者は、選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 短期大学（外国の短期大学および我が国における外国の短期大学相当として指定された学校を含む）を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- (4) 高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者

2 編入学の時期は、学期始めとする。

3 編入学の取扱いについては、別に定める。

（転入学）

第29条の2 次に該当する者で、本学に転入学を志願する者は、選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 2年次転入学 大学（外国の大学を含む）に1年以上在学した者で30単位以上を修得した者
- (2) 3年次転入学 大学（外国の大学を含む）に2年以上在学した者で60単位以上を修得した者

2 転入学の時期は、学期始めとする。

3 転入学の取扱いについては、別に定める。

（学士入学）

第29条の3 大学（外国の大学を含む）を卒業した者で、本学に学士入学を志願する者は、選考の上、3年次または2年次に入学を許可することがある。

2 学士入学の時期は、学期始めとする。

3 学士入学の取扱いについては、別に定める。

（入学手続）

第30条 入学、再入学、編入学、転入学または学士入学を許可された者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

- (1) 所定の方式による宣誓
- (2) 保証人連署の誓約書の提出
- (3) 所定の入学金その他の納入金の納付

(4) その他本学の定める手続き

(入学取消)

第 31 条 入学、再入学、編入学、転入学または学士入学を許可された者は、次の各号の一に該当する場合は、その入学許可を取消す。

- (1) 正当な理由がなくて前条の入学手続きを完了しないとき
- (2) 無届で入学式に欠席し、その後 1 週間を経過しても連絡がないとき
- (3) 外国人留学生、外国人学生にあつては、上記 2 項の他、本学が定める入国・在留に必要な申請書および申請に必要な立証資料または住民票等の在留立証資料を提出しないとき

(休 学)

第 32 条 病気その他やむを得ない理由により 3 ヶ月以上修学することができず休学を希望する者は、理由を具し保証人連署で願い出て許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし特別の事情があるときは、さらに 1 年以内の休学を許可することができる。
- 3 休学の期間は通算して 4 年を超えてはならない。
- 4 その他、休学の取り扱いについては、別に定める。

(復 学)

第 33 条 休学の期間が満了すれば、所定の手続きの後、復学を許可することができる。

- 2 休学を許可された後、休学開始から 3 ヶ月以上を経過した者は、休学期間の満了前に休学理由が消滅する場合、理由を具し保証人連署で復学を願い出ることができる。
- 3 外国人留学生については、大学が定める復学条件を満たしていない場合、復学できないことがある。
- 4 復学の時期は、学期始めとする。
- 5 その他、復学の取扱いについては、別に定める。

(転学部及び転学科)

第 34 条 学生が本学の他学部へ転学部することを願い出た場合は、欠員があり、かつ特別な事情があると認められる場合に限り、許可することがある。

- 2 学生が同一学部の他学科へ転学科することを願い出た場合は、欠員があり、かつ特別な事情があると認められる場合に限り、許可することがある。
- 3 転学部及び転学科の取扱いについては、別に定める。

(転 籍)

第 34 条の 2 学生が他のキャンパスへの転籍を願い出た場合は、選考の上、許可することがある。

- 2 転籍の取扱いについては、別に定める。

(退 学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、その理由を付し願い出て、許可を得なければならない。

(転 学)

第 36 条 学生は許可を得なければ、他の学校へ転学（入学を含む）を出願することができない。

(留 学)

第 36 条の 2 留学とは国外の大学もしくはそれに相当する国外の高等教育機関で、本学との協定または合意に基づき学生が許可を得たもので、交換留学、認定留学またはダブルディグリー留学として 1 学期期間以上にわたり正規の授業を受けることをいう。

- 2 留学期間は、第 10 条に定める在学期間に算入する。
- 3 交換留学、認定留学およびダブルディグリー留学の取り扱いについては、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第 37 条 学生は、並行して国内の他の大学および短期大学に在学することはできない。

第 8 章 除籍、復籍および賞罰

(除 籍)

第 38 条 学生が次の各号の一に該当したときは除籍する。

- (1) 第 10 条第 2 項および第 3 項の修業年限を超えたとき
- (2) 第 32 条第 2 項の休学期間を超えたとき
- (3) 授業料およびその他の納入金を滞納し、督促を受けてもこれを納付しないとき
- (4) 死亡または行方不明の届出があったとき
- (5) 外国人留学生（休学者および第三国への留学者を除く）にあつては、任意の本邦からの出国（再入国許可者を除く）または本邦残留の資格を取り消されて、本邦在留の資格が消滅したとき

2 除籍の手続き等細部については、別に定める。

(復 籍)

第 38 条の 2 除籍となった者が復籍を希望する場合、選考の上、許可することがある。

2 復籍の手続き等細部については、別に定める。

(表 彰)

第 39 条 学業成績またはスポーツが特に優秀でかつ人物が優れている者、またはその他社会の模範となる行為をした学生については、これを表彰することができる。

(懲 戒)

第 40 条 学生が、学則または諸規定に背き、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をしたときは懲戒に処す。

2 懲戒処分は、退学、停学および訓告とする。

3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が 3 ヶ月以内の場合には、修業年限に算入することができる。

4 退学処分は、次の各号の一に該当する学生に対し行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力等劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

5 懲戒の手続き等細部については、別に定める。

第 9 章 職 員 組 織

(職 員)

第 41 条 本学は、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置く。

2 本学は、副学長、副学部長、キャンパス長、その他の職員を置くことができる。

(職員の職務)

第 42 条 職員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学長は、校務をつかさどり教職員を統督する。

- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 学部長は、学長、副学長を補佐し、学部の教育および研究に関する業務を統括する。
- (4) 副学部長は、学部長を補佐し、学部長不在のときはその職務を代行する。
- (5) キャンパス長は、学部長を補佐する。
- (6) 教授、准教授、講師、助教は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- (7) 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (8) 前各号以外の職員は、所定の職務に従事する。

第 10 章 教 授 会

(教授会)

第 43 条 本学に教授会を置く。

2 教授会の細部については、別に定める。

(代議員会、専門委員会)

第 44 条 本学は、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、学部代議員会及び専門委員会を置くことができる。

(構成)

第 45 条 教授会は、学園総長、学園副総長、学長、学長代行、副学長、各学部長、各キャンパス長、各部長、各学科長及び専任の教授をもって構成する。

2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

(審議事項)

第 46 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項のうち教授会の意見を聴くことが必要と判断した場合には意見を述べることができる。
- (1) 学則変更等に関する事項
 - (2) 教育課程及び授業に関する事項
 - (3) 学生の退学、転学、休学、除籍等に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 教員の資格審査に関する事項
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 11 章 科目等履修生、聴講生、委託生および研究生

(科目等履修生)

第 47 条 本学学生以外で本学で行う授業科目の単位の修得を目的とする者（以下「科目等履修生」という）が履修を願い出た場合は、授業および研究に支障のない限り、これを許可することができる。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(聴講生)

第 48 条 聴講を希望する者があるときは、授業および研究に支障のない限り、希望する科目の聴講を許可することができる。

2 聴講生の取扱いについては、別に定める。

(委託生)

第 49 条 国その他の公共機関の長から委託生の願い出があったときは、授業および研究に支障のない限り、これに応じることがある。

2 委託生の取扱いについては、本学則を準用する。

(研究生)

第 50 条 本学において研究を希望する者があるときは、教育および設備に支障がない限り、これを許可することができる。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

(日本語別科)

第 50 条の 2 本学に日本語別科を置くことができる。

2 日本語別科については別に定める。

第 12 章 外国人留学生、帰国子女学生および社会人学生

(外国人留学生)

第 51 条 外国人の入学希望者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 入学許可を受けた外国人留学生には、本学則を準用する。

3 短期留学生については、別に定める。

(帰国子女学生)

第 52 条 帰国子女であって、本学に入学を希望する者があるときは、別に定めるところにより選考を行う。

2 入学許可を受けた帰国子女学生には、本学則を準用する。

(社会人学生)

第 53 条 社会人であって、本学に入学を希望する者があるときは、別に定めるところにより選考を行う。

2 入学許可を受けた社会人学生には、本学則を準用する。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 54 条 学校教育法第 69 条に基づき、広く一般の教養を高め、社会文化の向上並びに生涯教育に資するために公開講座等を設けることができる。

第 14 章 学 費

(検定料)

第 55 条 入学、再入学、編入学、転入学および学士入学を志願する者は、出願手続きに際し別表 3 に定める検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第 56 条 入学、再入学、編入学、転入学および学士入学を許可された者は、入学手続きに際し別表 3 に定め

る入学金を納付しなければならない。

(授業料等)

第 57 条 学生は、別表 3 に定める授業料、教育充実費および施設充実費（以下「授業料等」という）並びに委託徴収金を、所定の期限までに納付しなければならない。

(教職課程費)

第 58 条 第 22 条の教育職員免許状取得に関する授業科目を履修する学生は、所定の期限までに別表 4 に定める教育職員免許状取得に関する授業科目の履修費（略称「教職課程費」）を納付しなければならない。

(司書教諭養成科目受講料)

第 58 条の 2 第 23 条の 2 の司書教諭に関する授業科目を履修する学生は、所定の期限までに別表 4 に定める司書教諭養成科目受講料を納付しなければならない。

(納付猶予)

第 59 条 授業料等を所定の期限までに納付できない場合は、その納付期限までに理由を付し納付猶予を願い出て、許可を得なければならない。

2 猶予の期間は 2 ヶ月以内とする。

(休学期間の授業料)

第 60 条 休学を許可された学生は、在学期間中、在籍料として授業料の半額および委託徴収金の全額を納付しなければならない。

2 納入された学納金は、在籍期間中に休学の届出があっても一切返還しない。

3 在籍料については、別に定める。

(退学の場合の授業料等)

第 61 条 学生が退学するときは、在学期間中の授業料等を納付しなければならない。

(停学処分者の授業料等)

第 62 条 学生が停学処分を受けたときは、その期間中の授業料等は納付しなければならない。

(試験料)

第 63 条 追試験および再試験の受験を許可された者は、別表 4 に定める試験料を納付しなければならない。

(科目等履修料)

第 64 条 科目等履修を許可された者（科目等履修生）は、別表 4 に定める履修料等を納付しなければならない。

(聴講料)

第 65 条 聴講を許可された者（聴講生）は、別表 4 に定める聴講料を納付しなければならない。

(納付金の返還)

第 66 条 納入済みの授業料およびその他の納付金は、原則として返還しない。

2 入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退の届出書を提出した場合は、前項の規定にかかわらず、入学金を除く授業料等を返還する。

第 15 章 図書館・情報センター

(設置)

第 67 条 本学に図書館・情報センターを置く。

2 図書館・情報センターは、図書・文献および研究資料を収集管理し、教職員、学生およびその他の研究閲覧

に供するとともに、教育研究活動等の情報を収集・発信し、かつ利用者への情報支援サービスを提供することを目的とする。

(利用規程)

第 68 条 図書館・情報センターの利用については、別に定める「図書館・情報センター利用規程」によらなければならない。

第 16 章 国際交流センター

(国際交流センター)

第 69 条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関する事項は、別に定める。

第 17 章 アジアパシフィック経済研究所

(アジアパシフィック経済研究所)

第 70 条 本学にアジアパシフィック経済研究所を置く。

2 アジアパシフィック経済研究所に関する事項は、別に定める。

第 18 章 厚生保健

(保健管理)

第 71 条 本学に保健衛生を管理するために医務室を置く。

2 学生は、入学時に行う健康診断（胸部レントゲン検査）を受けなければならない。

3 学生は、発病等に応じ学業履修が困難または集団生活に不相当と判定された場合、関係法規等に基づく本学の処置に従わなければならない。

(学生寮)

第 72 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第 19 章 改 廃

(改 廃)

第 73 条 この学則の改廃は、理事会の承認を得て学長がこれを行い、設置者がこれを文部科学大臣に届け出るものとする。

- 附 則 この学則は昭和 43 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は昭和 54 年 4 月 1 日から実施し、第 9 条別表 (1) および第 10 条の改正については昭和 54 年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正学則は昭和 56 年 4 月 1 日から実施し、第 10 条の改正については昭和 56 年度入学生から適用する。
- 附 則 この改正学則は昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は昭和 59 年 4 月 1 日から実施し、第 9 条別表 (1) の 5 の改正については昭和 59 年度より当該授業科目を履修する学生から適用する。
- 附 則 この改正学則は昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は昭和 61 年 4 月 1 日から実施し、第 9 条別表 (1) の改正については、授業科目ごとに次表に示す入学年度の学生から適用する。

	授業科目	適用区分
一般教育科目	経済	昭和 60 年度以降入学者
	経済思想史	全入学年度入学者
専門教育科目	経済思想史	全入学年度入学者
	経営学総論	昭和 59 年度以降入学者
	商業英語	同上
	国際経済論	昭和 58 年度以降入学者
	国際金融論	昭和 57 年度以降入学者
	法学特講	昭和 58 年度以降入学者
	貿易関係法	同上
	商法Ⅲ	昭和 60 年度履修者より

- 附 則 この改正学則は昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成元年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 2 年 4 月 1 日から実施し、第 9 条第 2 項別表 (1) の 5 教職に関する専門科目については、平成 2 年度入学者から適用し、第 18 条第 1 項別表 (2) については、平成元年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 この改正学則は平成 3 年 4 月 1 日から実施し、第 9 条第 2 項別表 (1) の 4 専門教育科目 1、2、3 各々の自由科目、同条同項別表 (1) の 5 教職に関する専門科目及び第 18 条第 1 項別表 (2) については平成 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 この改正学則は平成 3 年 4 月 3 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 4 年 4 月 1 日から実施し、第 19 条の学位については平成 4 年 3 月 23 日から適用する。
- 附 則 この改正学則は平成 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 8 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

- 附 則 この改正学則は平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。但し、第 14 条第 2 項の規定は平成 22 年度入学生から適用するとともに、第 59 条第 1 項の規定は平成 23 年 4 月から休学する学生全員に適用する。
- 附 則 この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。但し、第 11 条の 2 は、平成 24 年 4 月 4 日から適用する。
- 附 則 この改正学則は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 附 則 この改正学則は令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

3 経済学部 健康スポーツ経営学科

(1) 基礎科目

区分	授業科目名	配当年次	単位	
語学系科目	Aグループ	英語ⅠA	1	2
		英語ⅠB	1	2
		英語ⅡA	1	2
		英語ⅡB	1	2
		英語ⅢA	1	2
		英語ⅢB	1	2
		英語ⅣA	2	2
		英語ⅣB	2	2
	Bグループ	韓国語ⅠA	1	2
		韓国語ⅠB	1	2
		韓国語ⅡA	2	2
		韓国語ⅡB	2	2
		中国語ⅠA	1	2
		中国語ⅠB	1	2
		中国語ⅡA	2	2
		中国語ⅡB	2	2
		ドイツ語ⅠA	1	2
		ドイツ語ⅠB	1	2
		ドイツ語ⅡA	2	2
		ドイツ語ⅡB	2	2
		フランス語ⅠA	1	2
		フランス語ⅠB	1	2
		フランス語ⅡA	2	2
		フランス語ⅡB	2	2
		スペイン語ⅠA	1	2
		スペイン語ⅠB	1	2
		スペイン語ⅡA	2	2
		スペイン語ⅡB	2	2
	ロシア語ⅠA	1	2	
	ロシア語ⅠB	1	2	
	ロシア語ⅡA	2	2	
	ロシア語ⅡB	2	2	
	Cグループ	日本語(知識)ⅠA	1	1
		日本語(知識)ⅠB	1	1
		日本語(活動)ⅠA	1	1
		日本語(活動)ⅠB	1	1
日本語(知識)ⅡA		1	1	
日本語(知識)ⅡB		1	1	
日本語(活動)ⅡA		1	1	
日本語(活動)ⅡB		1	1	
日本語(知識)ⅢA		1	1	
日本語(知識)ⅢB		1	1	
日本語(活動)ⅢA		1	1	
日本語(活動)ⅢB		1	1	
日本語(知識)ⅣA	2	1		
日本語(知識)ⅣB	2	1		
日本語(活動)ⅣA	2	1		
日本語(活動)ⅣB	2	1		

区分	授業科目名	配当年次	単位	
語学系科目	Dグループ	ビジネスイングリッシュⅠA	2	2
		ビジネスイングリッシュⅠB	2	2
		ビジネスイングリッシュⅡA	3	2
		ビジネスイングリッシュⅡB	3	2
		ビジネス日本語ⅠA	2	2
		ビジネス日本語ⅠB	2	2
		ビジネス日本語ⅡA	3	2
		ビジネス日本語ⅡB	3	2
		日本語(漢字・語彙)A	1	1
		日本語(漢字・語彙)B	1	1
		日本語(文法)A	1	1
		日本語(文法)B	1	1
		日本語(読解)A	1	1
		日本語(読解)B	1	1
教養科目	哲学Ⅰ	1	2	
	哲学Ⅱ	1	2	
	心のしくみと行動の科学	1	2	
	日本史Ⅰ	1	2	
	日本史Ⅱ	1	2	
	西洋史	1	2	
	東洋史	1	2	
	文学をよむ文化を知る	1	2	
	ビジネスライティング(文章表現)	1	2	
	倫理学Ⅰ	1	2	
	倫理学Ⅱ	1	2	
	地理学Ⅰ	1	2	
	地理学Ⅱ	1	2	
	地誌学Ⅰ	1	2	
	地誌学Ⅱ	1	2	
	地域再発見	1	2	
	日本事情(日本の文化と生活)	1	2	
	社会学概論	1	2	
	政治学Ⅰ	1	2	
	政治学Ⅱ	1	2	
	くらしと法	1	2	
	日本国憲法	1	2	
	スポーツ論	1	2	
	文系のための数学	1	2	
	数字でよみとくビジネス	1	2	
	動植物の体のしくみ	1	2	
	環境と社会生活	1	2	
	ソーシャルメディアとコミュニケーション	1	2	
	情報リテラシーⅠ(ビジネススキル)	1	2	
	情報リテラシーⅡ(AI・データサイエンス)	1	2	
	情報リテラシーⅢ(コンテンツ基礎)	2	2	
	情報リテラシーⅣ(コンテンツ応用)	2	2	
	健康科学	1	2	
	スポーツ	1	2	

※1 語学系科目のAグループ、BグループおよびCグループは選択必修科目

※2 語学系科目のDグループおよび教養科目は選択科目

(2) 専門科目

区分	配当年次	授業科目名	単位	
S D プログラム	1 年	◎ S.D.Seminar A	2	
		◎ S.D.Seminar B	2	
		地域貢献 I	2	
		キャリアデザイン I A	2	
		キャリアデザイン I B	2	
		ROSE(海外研修) I	2	
	2 年	◎ 基礎ゼミ A	2	
		◎ 基礎ゼミ B	2	
		地域貢献 II	2	
		キャリアデザイン II A	2	
		キャリアデザイン II B	2	
		インターンシップ	2	
		インターンシップ(実習)	2	
		リーダーシップ I A	2	
		リーダーシップ I B	2	
		ROSE(海外研修) II	2	
	3 年	◎ 専門ゼミ I A	2	
		◎ 専門ゼミ I B	2	
		キャリアデザイン III A	2	
		キャリアデザイン III B	2	
		リーダーシップ II A	2	
		リーダーシップ II B	2	
		ROSE(海外研修) III	2	
	4 年	◎ 専門ゼミ II A	2	
		◎ 専門ゼミ II B	2	
		卒業研究	4	
	学科専門科目 (経営学関連科目)	1 年	◎ 経営学 A	2
			◎ 経営学 B	2
			経済学 A	2
			経済学 B	2
簿記入門			2	
簿記初級			2	
2 年		経営組織論	2	
		会計学	2	
		企業論	2	
		マーケティング論	2	
3 年		経営管理論	2	
		経営戦略論	2	

区分	配当年次	授業科目名	単位
コース専門科目 (健康スポーツ関連科目)	1 年	健康管理論	2
		運動障害と救急処置	2
		トレーニング科学	2
		スポーツパフォーマンス分析	2
		スポーツ史	2
	2 年	スポーツ生理学	2
		地域スポーツ振興論	2
		スポーツ経営学	2
		スポーツ栄養学	2
		測定評価演習	2
		スポーツ社会学	2
		運動機能解剖学	2
		スポーツ組織論	2
		スポーツビジネス論	2
		健康スポーツ演習 I	2
		健康スポーツ演習 II	2
		器械運動(体づくり運動を含む)	1
		陸上競技	1
		バスケットボール	1
		バドミントン	1
	3 年	スポーツコーチング論	2
		スポーツ心理学	2
		レクリエーション論	2
		スポーツ経営管理論	2
		スポーツ経営戦略論	2
		スポーツコーチング実践演習	2
		コミュニティスポーツ実践演習	2
		スポーツビジネス実践演習	2
		健康スポーツ演習 III	2
		健康スポーツ演習 IV	2
レクリエーション指導演習	2		
ダンス	1		
水泳・水中運動	1		
剣道	1		

※ ◎印:必修科目、その他:選択科目を示す。

授業科目表 II (自由科目表)

教職課程〔福岡キャンパス、東京渋谷キャンパス〕

1 教科および教科の指導法に関する科目

授業科目名	単位	履修区分	授業科目名	単位	履修区分
外国史(教)A	2	必修	保健体育科教育法ⅠA	2	必修
外国史(教)B	2	同上	保健体育科教育法ⅠB	2	同上
職業指導A	2	必修	保健体育科教育法ⅡA	2	必修
職業指導B	2	同上	保健体育科教育法ⅡB	2	同上
社会科・地理歴史科教育法A	2	必修	公衆衛生学	2	必修
社会科・地理歴史科教育法B	2	同上	学校保健概論	2	必修
社会科・公民科教育法A	2	必修	救急処置法	2	必修
社会科・公民科教育法B	2	同上			
商業科教育法A	2	必修			
商業科教育法B	2	同上			

2 大学が独自に設定する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」および「教育実践に関する科目」について、最低修得単位を超えて、修得した単位を以って「大学が独自に設定する科目」の履修要件を満たすものとする。(中学校一種免許状の場合：4単位以上。高等学校一種免許状の場合：12単位以上。)

3 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目名	単位	履修区分	授業科目名	単位	履修区分
教職論	2	必修	特別活動及び総合的な学習時間の指導法	2	必修
教育原理	2	必修	教育の方法及び技術 (ICTの活用含む)	2	必修
教育史	2	必修	生徒・進路指導論	2	必修
教育心理学	2	必修	教育相談	2	必修
特別支援教育	2	必修	教育実習Ⅰ	2	必修・選択
教育制度論	2	必修	教育実習Ⅱ	3	必修
教育課程論	2	必修	教職実践演習(中・高)	2	必修
道徳教育の指導法	2	必修・選択			

4 司書教諭資格取得のための科目

授業科目名	単位
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

※履修区分用語の意義

- ・ 必修科目 卒業するためには、必ず単位を修得しなければならない。

- ・ 選択必修科目 卒業するためには、定められたグループの中から指定された単位数の授業科目を選択し必ず修得しなければならない。卒業所要単位に規定する単位を超えて修得した単位は、選択科目の単位として振り替える。
- ・ 選 択 科 目 自由に選択し修得できる。
- ・ 自 由 科 目 教職課程に関する科目で、卒業所要単位には含まれない。

別表 2 卒業所要単位

*経済学部・経営学部共通

科目区分			卒業所要単位		
			最低必要単位数	計	摘要
基礎科目	語学系科目	選択必修科目	8 単位	34 単位	} さらに基礎科目 および 専門科目から 10 単位
	教養科目	選択科目	12 単位		
専門科目		必修科目	20 単位	80 単位	
		選択科目	60 単位		
合計			124 単位		

別表 3 検定料、入学金および学納金等

1 検定料

国内学生	外国人留学生
30,000 円	30,000 円

2 入学金および学納金等

福岡キャンパス（一般）

納入時期		日本人学生		外国人留学生	
		入学時	秋学期	入学時	秋学期
入学金		190,000 円	—	150,000 円	—
授業料		330,000 円	330,000 円	255,000 円	255,000 円
学納金	教育充実費	45,000 円	45,000 円	25,000 円	25,000 円
	施設充実費	45,000 円	45,000 円	25,000 円	25,000 円
	委託徴収金	30,000 円	—	30,000 円	—
期計		640,000 円	420,000 円	485,000 円	305,000 円
年額		1,060,000 円		790,000 円	

東京・渋谷キャンパス（一般）

納入時期		日本人学生		外国人留学生	
		入学時	秋学期	入学時	秋学期
入学金		200,000 円	—	200,000 円	—
授業料		330,000 円	330,000 円	255,000 円	255,000 円
学納金	教育充実費	95,000 円	100,000 円	57,500 円	67,500 円
	施設充実費	95,000 円	100,000 円	57,500 円	67,500 円
	委託徴収金	30,000 円	—	30,000 円	—
期計		750,000 円	530,000 円	600,000 円	390,000 円
年額		1,280,000 円		990,000 円	

神戸・三宮キャンパス（一般）

納入時期		日本人学生		外国人留学生	
		入学時	秋学期	入学時	秋学期
入学金		190,000 円	—	200,000 円	—
授業料		330,000 円	330,000 円	255,000 円	255,000 円
学納金	教育充実費	45,000 円	45,000 円	25,000 円	25,000 円
	施設充実費	45,000 円	45,000 円	25,000 円	25,000 円
	委託徴収金	30,000 円	—	30,000 円	—
期計		640,000 円	420,000 円	535,000 円	305,000 円
年額		1,060,000 円		840,000 円	

別表 4 教職課程費等

1 教職課程費

学 年	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
納入期限	9 月末	4 月末	4 月末	4 月末
金 額	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円

2 司書教諭養成科目受験料

受 講 料	1 科目につき 2,000 円
-------	-----------------

3 試 験 料

試 験 区 分	試 験 料
追 試 験	1 科目につき 2,000 円
再 試 験	1 科目につき 3,000 円

4 科目等履修料

科目等履修料	申請料（共通）		10,000 円
	履修料 (1 単位)	一 般	30,000 円
		卒業生	20,000 円

5 聴 講 科

聴 講 料	1 科目 (4 単位)	60,000 円
	1 科目 (2 単位)	30,000 円

教職員免許状取得に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第 23 条に基づき教育職員免許状取得に関する授業科目の履修方法及び手続き等の細部事項について定めるものとする。

(教育職員免許状の種類等)

第2条 本学において取得できる教育職員免許状（以下「免許状」という。）は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科	摘 要
経済学部	経済学科	中一種	社 会	
		高一種	地理歴史	
		高一種	公 民	
	商 学 科	高一種	商 業	
	健康スポーツ 経営学科	中一種	保健体育	
		高一種	保健体育	
経営学部	経営学科	高一種	商 業	
		中一種	社 会	渋谷キャンパスのみ
		高一種	地理歴史	渋谷キャンパスのみ
		高一種	公 民	渋谷キャンパスのみ

※「中一種」は中学校教諭一種免許状、「高一種」は高等学校教諭一種免許状をいう。

(免許状の取得条件)

第3条 免許状を取得するためには、教育職員免許法に基づく所定の科目・単位の修得及び介護等の体験（中一種のみ）をしなければならない。

免許状の種類・教科	中一種（社会） 中一種（保健体育）	高一種（地理歴史） 高一種（公民） 高一種（商業） 高一種（保健体育）
基 礎 資 格	学士の学位を有すること	
文部科学省令に定める科目	1. 体育 2 単位（スポーツ） 2. 日本国憲法 2 単位（日本国憲法） 3. 外国語コミュニケーション 2 単位（英語ⅣA、英語ⅣB） 4. 情報機器の操作 4 単位 (情報リテラシーⅠ、情報リテラシーⅡ)	
教科及び教科の指導法に関する科目	28 単位以上	24 単位以上
教育の基礎的理解に関する科目	10 単位以上	10 単位以上
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10 単位以上	8 単位以上
教育実践に関する科目	7 単位以上	5 単位以上
大学が独自に設定する科目	4 単位以上	12 単位以上
介 護 等 体 験	中一種のみ必修	

2 中一種（社会、**保健体育**）免許状取得に必要な介護等体験の細部実施要領は別に示す。

（授業科目）

第4条 教育職員免許状を取得するための課程（以下「教職課程」という）に係る授業科目は、別表第1～別表第3のとおりとする。

（教職課程履修の条件）

第5条 教育職員となる意欲と熱意を持ち、これに相応しい資質を有する者

- 2 2・3年次より教職課程の履修を希望する場合は、教職課程主任教授が行う面接に合格となった者
- 3 各学年で履修した単位数の8割以上を修得した者
- 4 原則として教員採用試験を受験する者

（教職課程履修手続）

第6条 教職課程の履修を希望する者は、「教職課程履修願」（別紙様式1）を指定する期日までに教務課に提出するものとする。

（教育実習参加の要件等及び介護等体験参加）

第7条 教育実習参加の要件は、次のとおりとする。

- (1) 教員となるに相応しい学識・人格を備えていること。
 - (2) 原則として教員採用試験を受験すること。
 - (3) 教育実習Ⅱ（4年次担当科目：全免許必修）に参加する者は、「教職論」、「教育原理」、「特別活動及び総合的な学習時間の指導法」、「教育の方法及び技術（ICTの活用含む）論」及び「教科教育法」の単位を修得し、3年次までの卒業に必要な単位を100単位以上修得していること。
 - (4) 教育実習Ⅰ（3年次担当科目：中一種社会、**保健体育**必修）に参加する者は、「教職論」、「教育原理」、「社会科・地理歴史科教育法A・B」、「**保健体育科教育法I A・B**」及び「道徳教育の指導法」の単位を修得していること。
- 2 教育実習に参加する者は、実習前年度の指定する期日までに「教育実習参加願」（別紙様式2）を教務課に提出するものとする。
 - 3 介護等体験に参加する者は、体験前年度の指定する期日までに「介護等体験申込書」（別紙様式3）を教務課に提出するものとする。
 - 4 前項の「教育実習参加願」又は「介護等体験申込書」を提出した者は、病気入院等、特別な事由のない限り「当該参加願」又は「当該申込書」を取り消すことはできない。

（他学科履修の制限）

第8条 教職課程の学生が「教科及び教科の指導法に関する科目」を履修するにあたっては、所属する学科に開講する科目を履修するものとする。

（納付金等）

第9条 教職課程を履修する者は、学則に定める教職課程費を指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 教育実習における実習校に対する実習費は個人負担とする。
- 3 納付金は、原則として返還しない。
- 4 指定期間内に納付金を納めない者は、教職課程の履修を辞退したものとみなす。

（免許教科の変更届）

第 10 条 教職課程履修願の提出後に履修する免許教科の変更を行う者は、「免許教科の変更届」（別紙様式 4）を速やかに教務課に提出するものとする。

（教職課程履修の辞退届）

第 11 条 教職課程の履修を辞退する者は、「教職課程履修辞退届」（別紙様式 5）を速やかに教務課に提出しなければならない。

- 2 教職課程の履修において著しく熱意に欠けると認められる学生については、教職課程委員会での審議の上、辞退届を提出させることがある。

（免許状授与願の提出等）

第 12 条 教育職員免許状取得に必要な科目の単位を修得（見込みを含む。）した者が本学で行う免許状一括申請を希望する場合、「免許状授与願」を指定する期日までに教務課に提出し、一括申請証紙代を預託するものとする。

- 2 前項の申請に基づき交付された教育職員免許状は、教務課から受領するものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学生から適用する。

この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。